

平成28年11月24日

意見陳述書

原告ら訴訟代理人

弁護士 山崎 博 幸

<被告答弁書の極めて不誠実な答弁と人権無視の姿勢について>

第1、「認否の限りでない」という文言を乱発する不当性

1、被告答弁書によれば、本件安保法制に対する原告らの憲法違反の主張に対し、ことごとく「原告らの評価ないし意見であり認否の限りでない」とか「認否の要を認めない」として、いっさい認否をしようとしません。この「認否の限りでない」といった答弁を答弁書4 p以降でひろい出すと、実に17か所に及んでいます。この裁判は、本件安保法制の違憲性を正面から問う憲法訴訟であります。この憲法訴訟の根幹である私どもの違憲の主張に対し、いっさい認否をしないというのは一体どういうことですか。とうていまともな答弁とは言えません。

2、そして、違憲論についていっさい認否も反論もしないという被告の態度について私は次のように理解します。つまり、認否しないということは、憲法違反かどうかについては裁判所の判断にゆだねる、裁判所におまかせします、ということになります。もしこの理解が間違いだるのであれば、どこが間違っているかを明らかにしたうえ、直ちに誠意ある答弁をして下さい。そしてもし認否をしないと言うのであれば、裁判所におかれましては、先ほど陳述された原告の切なる訴えと違憲の主張を真摯に受けとめ、断固として本件安保法制の違憲の判断を下していただきたい、このことを第1にお訴えしたいと思います。

第2、平和的生存権は具体的権利性を有しない、とする被告の主張について

1、「平和的生存権」は、1960年代に憲法学者によって提唱され、一連の自衛隊違憲訴訟において裁判規範たる権利として主張されてきました。そのなかで、長沼ナイキ訴訟、名古屋と岡山のイラク訴訟の判決により、平和的生存権が裁判規範としての具体的権利性を有することが鮮明にされました。

2、被告は、最高裁があたかも「平和的生存権」を否定したかのように主張しているが（答弁書20ページ）、これは重大な誤りであり、意図的なわい曲と言わなければなりません。百里基地及び長沼ナイキの裁判において最高裁が平和的生存権を明示的に否定した箇所はどこにもない。これは一読してわかることです。

3、被告は「平和的生存権」に対し、具体的な権利性がなく、極めて抽象的であいまいであるといったヒステリックな攻撃を加える。しかし憲法上の権利は、自由、平等、幸福追及といった抽象的な表現にとどまっているのであり、抽象的であることは権利性を否定する論拠とならない。イラク訴訟の名古屋高裁、岡山地裁も同じ見解をとっている。また被告が「人格権」を論ずる箇所では、国民は漠然とした不安感を抱いているにすぎないと主張する。先ほどの原告の意見陳述を聞いてどこが漠然とした不安ですか。不安を「漠然」としたものであると決めつけるのは、原告らをはなはだ愚弄するものであり、国民の命や人権を守るべき国の発言として断じて許し難い。

4、平和的生存権の裁判規範性を認めた岡山地裁の判決（イラク訴訟）は、「そもそも基本的人権とは、歴史的に生成し、発展するものであ」（る）と明言しました。被告の答弁は、この人権の生成発展を敵愾心をもって阻止しようとするものであり、人権の歴史に真っ向から逆行するものです。こうした態度こそが我が国が「人権後進国」と呼ばれるようになった根本原因であることを自覚すべきである。

5、裁判所におかれては、以上のような被告側の不誠実な答弁とおよそ人権感覚がマヒした答弁に対し、毅然とした態度をもって裁いていただきたい。

そして岡山地裁から歴史に残る違憲判決を出されるよう期待する次第です。